

提出された意見とそれに対する考え方及び修正点

| No. | 条    | 項・号 | 意見の要点   | 市の考え方   |      |
|-----|------|-----|---|---|------|
|     |      |     |   | 修正点   |      |
| 1   | 条文全体 |     | 具体的な課題等の明記が条文中でできないのであれば、具体的な人権課題を明確に市民に啓発等していく必要があるではないか。          | 市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めていかなければならないと考えております。  | 修正なし |
| 2   | 条文全体 |     | どのような取組をする計画があるのか。  | 具体的な計画等については、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと考えております。   | 修正なし |
| 3   | 前文   |     | 日本国憲法で保障されている基本的人権に関わる内容の主旨等を、前文に明記し整理するべきである。                      | 世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもとに進めるものとして整理しております。   | 修正なし |
| 4   | 前文   |     | 市内で起こっている差別事案等を踏まえた前文であるのか。   | 平成23年度に実施した「亀山市人権に関する市民意識アンケート調査」等を踏まえての前文への表現としたものです。  | 修正なし |
| 5   | 前文   |     | 市内で起こっている差別事案について、どう考えているのか。  | あらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、条例制定の取組を進めてまいります。   | 修正なし |
| 6   | 前文   |     | 人権に関する市民意識調査（平成23年度実施）において把握した現状と課題は何であるのか。                         | 人権に関する現状・課題等においては、市民に対する啓発等の必要性を認識しており、先ず、市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めていかなければならないと考えております。        | 修正なし |
| 7   | 第1条  |     | 「あらゆる差別」とは、どのような差別として考えているのか。                                       | 「あらゆる差別」とは、同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する差別として認識しております。<br>また、社会状況や生活様式の変化により、多岐にわたる人権課題が存在するものと考えております。 | 修正なし |
| 8   | 第1条  |     | 「あらゆる差別のない」という表記は、具体的な記述ではないため、どのように差別のない社会を目指していくのかを明確に示していく必要がある。 | 人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと考えております。  | 修正なし |

| No. | 条   | 項・号        | 意見の要点   | 市の考え方  |
|-----|-----|------------|---|--|
|     |     |            |   | 修正点  |
| 9   | 第1条 |            | 具体的な課題の明記がないと課題解決のための問題解決のための施策が実施できないのではないか。   | 具体的な課題及び問題解決のための施策実施に向け、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと考えております。   |
|     |     |            |   | 修正なし   |
| 10  | 第2条 |            | 人権課題があると考えているか。   | 市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の取組を進めるための課題を明らかにするため、市ホームページにおいて、平成23年度に実施した「亀山市人権に関する市民意識アンケート調査」の概要版を公表しております。 |
|     |     |            |   | 修正なし   |
| 11  | 第2条 | 第1項<br>第2号 | 「人権意識の高揚のための施策」「人権擁護の救済のための施策」「人権課題の解決に向けての施策」も含まれるのか。  | 人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと認識しております。  |
|     |     |            |   | 修正なし   |
| 12  | 第3条 | 第1項        | 「市の行政職員が市内の差別の実態や差別意識について知り、自らの人権に関する意識の高揚に努める研修会等を開くこと」や「差別をなくしていくための施策を効果的に推進するために行政組織の整備や充実に努めること」も含まれるのか。 | 市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組んでいかなければならないと認識しており、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと認識しております。                      |
|     |     |            |   | 修正なし   |
| 13  | 第3条 | 第1項        | 市職員の人権意識改革や人権に関する研修を各部署で取り組まれるのか。   | 市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組んでいかなければならないと認識しており、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと考えております。                       |
|     |     |            |   | 修正なし   |
| 14  | 第3条 | 第1項        | 市民への啓発活動の充実や市職員の育成等も含まれるのか。   | 市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めていかなければならないと考えており、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと認識しております。              |
|     |     |            |   | 修正なし   |
| 15  | 第3条 | 第1項        | 市の組織では、どこの部署が中心となって推進するのか。  | 共生社会推進室が中心となって進め、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組んでいかなければならないと考えております。                                     |
|     |     |            |   | 修正なし   |

| No. | 条   | 項・号 | 意見の要点  | 市の考え方   |
|-----|-----|-----|--|---|
|     |     |     |  | 修正点   |
| 16  | 第3条 | 第1項 | 「市民等の人権意識の高揚を図り、差別を許さない世論の形成に寄与するための啓発活動や人権啓発指導者の育成及び啓発組織の充実を図ること」も含まれるのか。 | 人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと認識しております。   |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 17  | 第3条 | 第2項 | 三重県人権教育基本方針の内容に関わることを具体的に組み込んでいく必要があり、どのような取組を進めていくことを考えているのか。             | 人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、家庭、地域、学校等と連携を図り、進めていくものと考えております。 |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 18  | 第4条 | 第1項 | 「市が実施する差別をなくすための施策に積極的に参加、協力すること」も含まれるのか。                                  | 積極的に参加・協力いただけるよう啓発活動等の充実に努めていかなければならないと認識しております。                              |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 19  | 第4条 | 第1項 | 「差別行為及び差別事件・事象の発生を助長する行為をしてはならないこと」も含まれるか。                                 | 人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと認識しております。   |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 20  | 第4条 | 第1項 | 学びの場を積極的に作り、日常的に啓発し、市民に参加・協力を呼びかけていくことを含んでいるのか。                            | 積極的に参加・協力いただけるよう啓発活動等の充実に努めていかなければならないと認識しております。                              |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 21  | 第4条 | 第1項 | 学びの場には、具体的な事象を取り上げての「差別行為や差別の助長をしてはいけない」ことについての啓発や学習も含まれるのか。               | 人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと認識しております。   |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 22  | 第4条 | 第1項 | 市民団体の主催する学びの場に市職員等の参加が少ない現状をどう考えているのか。                                     | 市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組んでいかなければならないと考えております。                             |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 23  | 第4条 | 第1項 | 「差別をしない」と明言（明記）してこそ、市民は意識して主体的に人権を尊重しようとする、努力することにつながるものである。               | あらゆる差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、条例制定の取組を進めてまいります。                           |
|     |     |     |  | 修正なし  |
| 24  | 第4条 | 第2項 | 市として、どのような協働をしようと考えているのか。  | 関係団体等の協力により、12月の人権週間に合わせて実施している「ヒューマンフェスタ in 亀山」をはじめ、機会を捉えて進めてまいります。          |
|     |     |     |  | 修正なし  |

| No. | 条   | 項・号        | 意見の要点   | 市の考え方  |
|-----|-----|------------|---|--|
|     |     |            |   | 修正点  |
| 25  | 第5条 | 条全体        | 具体的な人権課題の解決について明記されていないため、具体的な人権施策の方針の表現が不明確ではないか。                        | 人権施策の基本となる方針を定め、具体的な人権課題の解決等を進めていくものと考えております。<br>修正なし  |
| 26  | 第5条 | 条全体        | 基本方針は、どのような形でいつ頃までに、つくられるのか。  | 亀山市人権施策審議会の中で調査審議し、平成26年度中での策定を目途に、進めていくものと考えております。<br>修正なし  |
| 27  | 第5条 | 第2項<br>第2号 | 人権に関する問題を把握しているのか。  | 平成23年度に実施した「亀山市人権に関する市民意識アンケート調査」等を踏まえて条例制定の取組を進めたものであります。<br>修正なし   |
| 28  | 第5条 | 第2項<br>第2号 | 現時点において、どのような重点施策を考えているのか。  | 亀山市人権施策審議会の中で、同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者及び外国人等の人権に関する問題の解決に向けた施策の方針を定め、重点的に進めていくものと考えております。<br>修正なし  |
| 29  | 第6条 |            | 人権に関する市民意識調査（平成23年度実施）において、どのような問題があると分析しているのか。                           | 市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の取組を進めるための課題を明らかにするため、市ホームページにおいて、平成23年度に実施した「亀山市人権に関する市民意識アンケート調査」の概要版を公表しており、まずは、市民の人権意識の高揚を図るため、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めていかなければならないと考えております。<br>修正なし   |
| 30  | 第6条 |            | 人権に関する市民意識調査（平成23年度実施）において把握した課題解決のために、どのような教育を行い、どのような啓発を行っていかうと考えているのか。 | 市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の取組を進めるための課題を明らかにするため、市ホームページにおいて、平成23年度に実施した「亀山市人権に関する市民意識アンケート調査」の概要版を公表しています。<br>人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、家庭、地域、学校等と連携を図り、人権尊重に関する教育及び啓発活動の充実に努めていかなければならないと考えております。<br>修正なし |

| No. | 条   | 項・号 | 意見の要点                                   | 市の考え方   |
|-----|-----|-----|---|---|
|     |     |     |   | 修正点   |
| 31  | 第6条 |     | どれくらいの周期で市民意識調査を実施していくこととして考えているのか。     | 市民の人権に関する意識の現状を把握し、今後の取組を進めるための課題を明らかにするため、人権施策の基本となる方針を定め、計画的に調査実施していくものと考えております。<br>修正なし  |
| 32  | 第7条 |     | 行政として審議会の意見を、どのように取り入れていくように考えているのか。    | 学識経験を有する者、地域活動及び市民活動を行う団体の代表者等で組織された「亀山市人権施策審議会」は、市長の諮問に応じて、人権施策の基本となる方針等を調査審議していただくことといたします。<br>また、人権施策に関する事項についての意見を反映していかなければならないと考えております。<br>修正なし                                     |
| 33  | 第8条 |     | 規則あるいは規定等において、更に具体的な方針や方針が定められることを強く望む。 | 規則においては、亀山市人権施策審議会の組織及び運営に関する事項等を定めるものとし、具体的な方針等については、人権施策の基本となる方針を定め、進めていくものと考えております。<br>修正なし  |
| 34  | 第8条 |     | 規則等が市ホームページ等で公開されることを望む。                | 市ホームページにおいて閲覧できるように進めていくものと考えております。<br>修正なし   |
| 35  | —   |     | 【参考資料①】中：11行目「これらを踏まえ、」の「これら」とは何をさすのか。  | 「平成23年度に「亀山市人権に関する市民意識アンケート調査」を実施し、市民意識の現状と課題の把握を行い、平成24年7月に亀山市人権施策委員会を設置し、人権に関する条例整備に向けた検討を重ねるとともに、人権関係団体との意見交換を行ってきたこと等を踏まえ、」との解釈としています。<br>また、【参考資料②】において、検討経過等を示させていただいております。<br>修正なし |